

令和6年6月27日

保護者の皆様へ

沖縄県立北中城高等学校
校長 下地 正樹
(公印省略)

沖縄県遠距離等通学費補助金に関する手続きについて

県では、遠距離等で通学費が高額となる世帯の高校生等の保護者等を対象に、通学費の一部補助を実施しております。

補助金を受けるためには**交付申請と補助金請求の2つの手続きが必要**ですので、補助金の交付を希望される方は下記のとおり申請書類等の提出をお願いいたします。

記

1 支援対象者

下記(1)～(3)の要件すべてに該当する高校生等が対象となります。

- (1) 次の計算式で算出される額が154,500円未満の世帯の者（所得要件）

【計算式】

令和6年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額
※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

- (2) 通学定期券（バス・モノレール）及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額の合計が15,000円を超える者
- (3) 他の通学費支援（生活保護の生業扶助等）を受けていない者
※沖縄県バス通学費等支援事業も含まれます。

申請希望者は、事務室に書類を取りに来てください。

生徒の受取りも可能です。（事務室窓口：平日 8：30～17：00）

注意

- (1) 購入時の領収書や通学回数券の表紙等は紛失することのないように、請求時まで大切に保管してください。
- (2) 交付決定後に通学経路等の変更により、交付申請額を上回る場合はご相談ください。

2 提出書類

(1) 補助金の交付申請

申請時期：令和6年7月～12月10日まで

- ア 遠距離等通学費補助金交付申請書（様式1）
- イ 課税に関する証明書（※課税標準額が記載された所得課税証明書等）
- ウ 通学計画書（様式2）
- エ 債権者登録申請書
- オ 金融機関等の名称及び預金口座の番号等を確認できる書類
- カ 委任状（※申請者以外の口座の場合のみ提出が必要）

(2) 補助金の請求

毎年度2回まで請求が可能です。

1回目は令和6年9月20日までに、2回目は令和7年2月20日までに提出してください。

ただし、通学回数券を利用している場合は令和7年3月31日までに提出してください。※3月31日まで使用する予定がなければ、早めの提出をお願いします。

- ア 遠距離等通学費補助金請求書（様式3）
 - イ 補助金額計算書（様式4）
 - ウ 通学定期券購入の場合 通学定期券購入額一覧表（様式4-2）
 - エ 通学回数券購入の場合 通学回数乗車券使用実績報告書（様式4-3）
 - オ バス通学費等を証明できる領収書等
 - カ 金融機関等の名称及び預金口座の番号等を確認できる書類
 - キ 委任状（※申請者以外の口座の場合のみ提出が必要、**請求時は押印も必要**）
- ※交付申請時の口座と違う場合、債権者登録申請書も必要となります。**

※1 1年分の補助金を一括で請求することも可能です。

※2 申請書（様式1）と請求書（様式3）の氏名は**必ず**一致させてください。

3 提出先 : 北中城高校事務室

<問い合わせ先> 北中城高等学校 事務室
担当者 友利 TEL: 098-935-3377